

農地法第3条による許可について

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には農業委員会(住所のある市町村外の農地の場合は県知事)の許可を受けなければなりません。許可を受けないでした行為は無効です。

農地の相続等の届出のお願い

相続等農地法の許可を要しない権利取得については、権利を取得した方は農業委員会にその旨を届けて頂きます様お願いします。

農地法第3条の許可基準について

農地法第3条の許可については、下記の5つのポイントで確認し判断しています。

第1のポイント 全部効率利用要件 (農地法第3条2項1号)	農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、権利を有している農地及び許可申請に係る農地の全てについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるか。
第2のポイント 農業生産法人要件 (農地法第3条2項2号)	法人の場合には、農業生産法人かどうか。 (2条3項であること)
第3のポイント 農作業常時従事要件 (農地法第3条2項4号)	農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員が、その取得後において行う耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか。
第4のポイント 下限面積要件 (農地法第3条2項5号)	取得後の農地面積の合計が原則40a以上であるかどうか。
第5のポイント 地域との調和要件 (農地法第3条2項7号)	取得後において行う耕作の事業の内容及び農地の位置・規模からみて農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業条件の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないかどうか。

申請書の受付締切日について

農地法関係の申請書の受付締切は、**毎月10日**です。この日までに受け付けられた申請は、当月の総会で審議され許可・不許可・保留等の決定がなされます。10日を過ぎますと**翌月の総会の審議**となります。

申請受付から許可までの標準処理期間について

申請受付締め切り日(毎月10日)から許可(総会審議で決定)までの**標準処理期間は、15日**です。毎月の総会(25日開催予定日)が土日の場合は、総会開催予定が翌・翌々日となり処理期間もその分伸びます。県知事許可の場合、2ヶ月程度が標準処理期間です。

苓北町の下限面積について (許可基準第4のポイント)

許可要件の**下限面積は、40a**です。(農業委員会総会で決定)

下限面積は、毎年の利用状況調査等の結果に基づき必要が認められる場合は修正を行います。

申請から許可までの流れについて

